

学校選択制について

【教育委員会の現時点での考え方】

- ・本市は、これまで住所地による通学区域を設定し、これに基づき学校を指定している。また、昭和 43 年より、現在まで越境入学・通学という不適正な就学の解消に向けて取り組んできている。
- ・国の規制緩和の流れの中で、平成 15 年に学校教育法施行規則が改正され、あらかじめ保護者の意見を聴いて、それを踏まえて就学すべき学校を指定できる、いわゆる学校選択制が規定されたが、本市では、現在まで、通学区域に基づき、就学すべき学校を指定してきている。平成 20 年度に、卒業前の転居は最長 2 年間に変更するなど、指定外就学の許可基準の見直しを行ったものの、これまで本市としての就学制度全般について、本格的に検討を行ってこなかった。
- ・市長就任後、教育委員会として保護者や市民の意見を広く聴いて判断すべきであるとし、3 月より区長と連携して、学校選択制を導入するかどうかについて、保護者を中心に区民の意見を聴いているところである。
- ・現在の通学区域制度に関しては、校区の学校よりも通学距離が近い、又は通学上、より安全な場合でも、校区外の学校に就学できないこと等の課題がある。また、障害のある児童生徒の保護者の一部からは、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしいという声があること、全員が決められた学校に通うのではなく、保護者が自分の子どもの可能性を伸ばしてくれる教育を選択できることは、良いことであるとする意見など、子どもの就学に際して、保護者が関われない現行の制度に対して疑問を呈する声も寄せられている。
- ・一方で、学校と地域が連携して取り組んできている「はぐくみネット事業」や「学校元気アップ地域本部事業」、子どもの登下校の見守り活動等により築いてきた学校と地域との関係は、大切にすべきであるという意見も寄せられている。
- ・熟議では、子ども・保護者をはじめとした市民の意向に応え、本市の学校教育を活性化していく観点から学校選択制を含む就学制度全般について議論を行う。

【就学制度の手法】

小学校、中学校ごとに次の就学制度の手法が（これらを組み合わせた手法も）考えられる。

○指定外就学の緩和（基準の拡大）

- ・通学の利便性などの地理的な理由

（例）指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合

- ・部活動等学校独自の活動

（例）就学すべき学校に希望する部活動がない場合

（根拠法令等）

学校教育法施行令第8条

平成20年3月31日付、文部科学省通知 等

○学校選択制

自由選択制	当該区内のすべての学校内について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は、残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校	従来の通学区域は、残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は、残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

（根拠法令等）

学校教育法施行規則

* 他都市では、手続きは自治体の規則又は要綱で制定

○調整区域（＝特定地域選択制）の設定

（根拠法令等）

小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針（市教育長達）